

建築士法第23条の6の規定による 設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

徳島県知事 殿

年 月 日

一 級
二 級 建築士事務所 徳島県知事登録 第 号
木 造

事務所名

所在地

電 話 番

建築士事務所の
開設者の氏名又は名称 印

（今回提出する報告書）

事業開始年月日 _____ 年 月 日から

事業終了年月日 _____ 年 月 日まで

（決算日）

[記入注意] 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

所 属 建 築 士 名 簿

フリガナ 氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合 は、その旨	登 録 番 号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合には、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日					
計			一級建築士	名	二級建築士	名	木造建築士	名	構造設計一級建築士	名	設備設計一級建築士	名

